

広島県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十五年三月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中領家庄原線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧	新	旧			
庄原市上谷町字西灰原一〇八五番一地从先から 庄原市上谷町字西灰原二七六番一地从先まで		三・〇〇〇 一・九・〇〇〇	二・五〇〇 五・〇〇〇	一四二・〇〇〇	一四二・〇〇〇	拡幅
庄原市上谷町字西灰原二七六番一地从先から 庄原市上谷町字東灰原三二九番二地从先まで		二・五〇〇 三・〇〇〇	二・五〇〇 三・〇〇〇	四一・〇〇〇	四一・〇〇〇	拡幅